

## フィリピン刑事手続における予備審問

池田 秀彦

### 一 はじめに

「刑事事件で裁判にかけられ、正式に投獄または他の刑罰を科される危険にさらされる前に予備審問が実施される権利は、単に形式的または技術的権利ではない。即ち、それは、実質的権利である。刑事裁判において被告人は、費用の負担はいうまでもなく、必然的に長期間の不安、困惑、屈辱を余儀無くされる。おそらく常習犯を除く全ての者にとって苦痛に満ちたプロセスを回避する機会を得る権利は、価値ある権利である。予備審問に対する申立人の要求を拒絶することは、彼から適正手続の十全な権利を奪うことになるであろう」<sup>1)</sup>

これは、フィリピン最高裁判所の述べるところであるが、この説示からフィリピンの刑事手続において予備審問 (preliminary investigation) が如何に大きな意義を有しているかが分かる。

この制度は、一九〇〇年に導入されたのであるが、これまでに様々な修正が加えられてきた。

周知の如く歴史的に、フィリピンは、一六世紀に遡るスペインによる植民地支配を経て、一八九八年の米西戦争後アメリカ合衆国の統治下に入り、一九四六年に独立するが、法制度的にはスペインの植民地時代にはスペイン法が導入、施行され、アメリカ合衆国の統治下では、その法制度の強い影響を受けた。<sup>2)</sup> 刑事手続についてもその例外ではなく、一九〇〇年に予備審問を導入するに際しては、英米の preliminary examination 或いは preliminary hearing といわれる制度を意図したと考えられるのであるが、今日においては、これとはかなり様相の異なる制度となっている。以下、この制度の沿革と内容を中心に考察することとしたい。

## 二 予備審問の沿革

フィリピンは、スペイン統治下の刑事裁判では、スペインの刑事手続法が導入され、施行されていた。その関係で刑事事件は、三つの段階を経て処理された。第一段階は、sumario と呼ばれる予審であり、第二の段階は、plenario と呼ばれる証拠調手続であり、第三の段階は、最終審理および判決宣告の手続であった。

この第一段階の sumario は、犯罪が行われたか否か、犯人が誰であるかを確認するための手続であり、町長 (gobernadorcillo) が実施し、関係者の供述等を取り調べ、重大でない事件においては被疑者の拘束を命ずることができたし、起訴状の形式で事件を州の裁判所に送ることもできた。<sup>3)</sup>

この sumario は、現在のフィリピンの予備審問に比較的近い性質を持っていたが、sumario が上述のように刑事手続の重要な第一段階を構成したのに対し、予備審問は正規の訴訟手続に先行する一手続に過ぎない点などで異なっている。<sup>4)</sup>

現在の予備審問は、アメリカ合衆国の軍政下に布告され——スペイン刑事手続法を廃止し、これに取って代わった

刑事手続法たる——一九〇〇年四月二三日の將軍令 (General Order) 五八号の二三条および一四条により設けられた制度が原型となっている。この予備審問の担当官は、司法官だけであり、治安判事 (justice of the peace)、地方裁判所 (Municipal Court) 裁判官および第一審裁判所 (Court of First Instance) 裁判官だけがその任にあつた。

將軍令による予備審問は、犯罪が行われ、被疑者が有罪と考えるのが相当であり、逮捕状発付の十分な理由があるといえるのか否かを提出された証拠により決定するための手続であつた。被害者と被疑者双方を聴聞するのではなく、被害者の側だけに陳述の機会を与える形態の審問であつた。当時、治安判事の資格が厳格なものでなかつたため、重大な手続違反が行われ、その後無罪であることが判明した人を逮捕するという結果を招いた、といわれる。<sup>(5)</sup> こうした事態を改善するために立法府は、法一九四号 (一九〇一年) を制定し、將軍令五八号に修正を加えた。これにより予備審問の趣旨が明白に定義づけられ、被害者の提出する証拠および宣誓をした上での審問の方法を含む手続の規則が確立された。<sup>(6)</sup>

改正法による予備審問は、次の二つの手続から構成された。<sup>(7)</sup>

第一は、宣誓をした上で作成された告発状は、慎重に審査され、治安判事はその内容を通して或いは犯罪を構成する事実についての彼個人の知識によって犯罪が行われたということおよび被疑者が有罪と考えるのが相当であるということについて確信するならば、治安判事は、逮捕状を発付する義務を負つた。

第二に、被疑者が逮捕され治安判事の前に引致された場合、被疑者は、告発状について知らされ、有罪の答弁をすれば保釈されるか、拘留所に戻され、州の第一審裁判所の措置に委ねられた。被疑者が無罪の答弁をし、予備審問の権利を放棄しなかつたならば、治安判事は、告発人および証人を聴聞しなければならなかつた。その後被疑者は、宣誓した上で証言し、反駁のため証拠を提出することができた。治安判事の見解では、犯罪が行われており、被疑者が

当該犯罪について有罪と考えるのが相当だといふのであれば、被疑者が保釈を認められないときには、拘置所に戻され、第一審裁判所の措置に委ねられた。その際、犯罪が行われており、被疑者が有罪と考えるに足りる合理的理由があるとする治安判事の見解を付した記録が送付された。

有罪と考えるのが相当とはいえないような場合には、被疑者の釈放が命じられたが、同一の事件で改めて告発することは可能であった。<sup>(8)</sup>

この改正により、予備審問は、司法官としては治安判事だけがこれを担当することとなったが、これ以外に行政官の関与が認められるようになった。自治体の長 (municipal mayor) は、各自自治体内で行われた犯罪の予備審問について治安判事または治安判事代理が不在の場合または職務をとることができない場合にこれを担当する権限が認められた (法一九四号三条)。

この後、一九〇七年の法一六二七号は、法一九四号により排除された第一審裁判所裁判官および地方裁判所裁判官の予備審問を担当する権限を再び認めた。

検察官が予備審問を担当したのは、マニラ市 (city of Manila) の最初の憲章である法一八三号による検察官への権限の付与が最初である。この憲章を修正する法一六二号 (一九〇三年) 三条によれば、マニラの第一審裁判所の管轄事件においてマニラの検察官が前記の憲章三九条に従って適切な審問を行った後、起訴状を提出した場合には、被疑者は、予備審問を受ける権利はなかった。

U. S. v. Wilson, 4 Phil. 317では、被告人は、將軍令五八号による予備審問を受けていないことを理由に有罪判決が無効であると主張した。最高裁判所は、法六一二二条の規定に従って起訴状が提出される前に被告人がマニラの検察官による審問を受けているのであるから予備審問を受ける権利はなかった、と述べた。<sup>(9)</sup>

U. S. v. Ocampo, 18 Phil. 1において最高裁判所は、治安判事による予備審問の実施を求める將軍令五八号が

マニラ市には適用されないと述べた。<sup>(10)</sup>

同趣旨の U. S. v. Grant and Kennedy, 18 Phil. 122 において、最高裁判所は、將軍令五八号による予備審問に関連して市検事によって行われる審問の地位に言及した。即ち「委任により検察官による審問は、治安判事による予備審問の代用となった（並びに当裁判所は、そうした事件においてこの代用が有効であると判示した<sup>(11)</sup>）」と。

市の検察官による予備審問の実施を認めるマニラの憲章は、非常に大きな影響力をもち、次第に他の多くの市の憲章でこの方式が採られていった。<sup>(12)</sup>

予備審問に関する検察官の権限の拡大は、一九一七年の改正行政法（法二七一—号）の一六八七条によって更に押し進められた。この規定は、起訴状を提出し、訴追を実施する検察官の職務の円滑化のためにあらゆる事件について審問を実施する権限を州の検察官に認めた。しかし、そのような権限が治安判事の権限を排除したり、その代替となるものでないことも明らかにされた。事実、州の検察官が審問のために証人を喚問する際には、裁判所に申請して召喚状の発付を受ける必要があった。

その後、立法府は、州検事だけでなく、州検事補および改正行政法の一六八六条により任命された特別法務官にも予備審問を実施する権限を認めた（一九五七年の共和国法一七九九号）。

自治体によって異なった予備審問での検察官の権限および地位は、一九六七年の共和国法五一八〇号において統一化され、予備審問の活動における市検事および検事補、州検事および検事補に対する統一的な手続が定められ、召喚状を発付する権限も彼らに認められた。そして、これは、予備審問について定める現行の裁判所規則<sup>(13)</sup>（以下、規則と略す）に受け継がれている。

### 三 現在の予備審問

#### (1) 総説

予備審問は、犯罪が存在したということ、そして被疑者が当該犯罪につき有罪と考えるのが相当であり、公判のために被疑者の身柄を拘束すべきであると認定するに足りる十分な理由があるか否かを決定するための審問であり、手続である（規則一一二第一節）。それは、審問にすぎず、事件の実体についての裁判ではなく、上記の事柄を決定すること以外の目的をもたない。そのため、それは、被疑者を危険（jeopardy）にさらすものではなく、二重の危険を発生する裁判ではないと理解されている。<sup>14</sup>

予備審問の目的は、多くの判例で繰り返し述べられているところによれば、「性急で、悪意のある、或いは抑圧的な訴追から無実の者を守り、彼を公的な訴追や公的な裁判による出費、苦悩等から保護すると同時に、国家が必要でない、コストのかかる訴追に関わることを防止することである」<sup>15</sup>。

予備審問は、当事者の証拠の完全な開示の機会を与えるものではなく、犯罪が行われたということ、そして被疑者がそれにつき有罪と考えるのが相当であるという確信を生ぜしめるような証拠の提出に限られる。<sup>16</sup>

この審問の名称に予備が付せられるのは、この後に厳密な意味での裁判が続くからである。担当官は、合理的疑いを超える証明がなされたか否かについてではなく、相当な理由および合理的心証について判断する。<sup>17</sup> 事実、予備審問は、公判と違って簡略である。証人の直接の尋問に代えて告発人およびその証人の宣誓供述書並びに被疑者およびその証人の宣誓供述書で足りる。<sup>18</sup>

予備審問の目的は、被疑者が弾劾証拠を提出する機会を与えられたならば果たされる。<sup>19</sup>

ところで、地区裁判所 (Regional Trial Court) の管轄事件については、予備審問は、義務的であるが (規則一 一二第三節)、首都地方裁判所 (Metropolitan Trial Court)、地方裁判所 (Municipal Court)、地方巡回裁判所 (Municipal Circuit Trial Court) の管轄事件については、予備審問は義務的ではない。

もっとも地区裁判所の管轄事件であっても、被疑者が合法的に無令状で警察に逮捕されている場合には、検察官は、恣意的拘束を防止するために予備審問を行わずに、直ちに起訴状を裁判所に提出することができる。しかし、被逮捕者は、告発状か起訴状の提出前に、予備審問を要求することができ、その際改正刑法一二五条二〇の定める時間的制約を問題としない旨の書面に署名しなければならない。この署名は、弁護人の立会いの下なされなければならない (規則一 一二第七節、共和国法七四三八号第二条)。また、告発状または起訴状が予備審問なしで提出されたときでも、これを知ったときから五日以内であれば予備審問を求めることができる。もっとも罪状認否手続の終了後には、予備審問を要求することはできない<sup>(21)</sup>、保釈金の支払い後にも同様である、とされている<sup>(22)</sup>。

地区裁判所の管轄事件よりも軽い刑罰の科される犯罪を扱う下位の裁判所の管轄する事件において被疑者に予備審問の権利を与えないからといって不公平だとか、不公正ということはできないというのが判例の立場である<sup>(23)</sup>。予備審問の実施は、時間の浪費となるだけでなく、訴訟で被る被疑者・被告人の精神的苦痛を増大させる他、——被疑者・被告人が保釈金を支払うことができない場合、法定刑の期間よりも長期間に及ぶことがある——被疑者・被告人の自由の剝奪の長期化を伴うのであるが、そのような事態は、罪状認否に基づく迅速な裁判および罪責に関する迅速な裁判を被疑者に保障することで排除される<sup>(24)</sup>。言い換えれば、実体に関する裁判が予備審問の役割も果たすことにより、時間と労力の浪費が避けられることになる、というのである。

被疑者の予備審問の権利は、個人的権利であって放棄できる、とされている<sup>(25)</sup>。

また、予備審問が行われないことは、裁判所の裁判権の問題ではなく、手続の合法性の問題にすぎず<sup>(26)</sup>、予備審問が

拒否された場合には、事実審裁判所で提起しなければならず、上訴裁判所には提起できない、とされている。<sup>(27)</sup>

## (2) 予備審問の担当官

現在、予備審問を担当できる者は、①州検事と州検事補および市検事と市検事補、②地方裁判所裁判官および地方巡回裁判所裁判官、③国家検事および地区国家検事、④法律の認める公務員である（規則一一二第二節）。

②から明らかなように地区裁判所裁判官は、権限がない他、首都地方裁判所の裁判官も権限を認められていない。<sup>(28)</sup> ④に該たるのは、次の場合である。

(a) 汚職事件については、かつてTanodbayanと称されたオンブズマン——オンブズマン法として知られる共和国法六七七〇号<sup>(29)</sup>による

(b) 選挙違反事件については、選挙管理委員会（Commission on Election）——選挙法（Omnibus Election Code）第二六五条<sup>(30)</sup>による

(c) 不正蓄財に係る告発については大統領委員会（Presidential Commission on Good Government）——一九八六年二月二八日にコラソン・アキノ大統領の発令した行政令一号<sup>(31)</sup>による。

## (3) 予備審問の手続

地区裁判所の管轄事件の予備審問は、次の手順で実施される。

1. 被害者または警察官による告発状の提出
2. 被告発人への通知
3. 被告発人による宣誓の上作成された対抗宣誓供述書（counter-affidavit）の提出

4. 告発人による反対宣誓供述書 (reply-affidavit) の提出
5. 被告発人による第二宣誓供述書 (rejoinder-affidavit) の提出
6. 審問官による質問
7. 事件についての決定
8. 起訴状の提出または告発の却下

以下、八段階の手続のそれぞれについて見ることにする。

(i) 被害者または警察官による告発状の提出——審問の開始

予備審問の開始のためには、被害者または警察官の告発状が必要である。告発状には、被告発人の住所を記載しなければならず、告発人および証人の宣誓供述書を添付しなければならない。宣誓供述書にはその付属書類として証拠書類を添付しなければならない。被告発人の数プラス二通の謄本が必要である。宣誓供述書は、検察官若しくは権限ある公務員の前でまたは彼らがいなくても、利用できない場合には、公証人の前で宣誓の上作成されなければならない。検察官等は、自ら宣誓供述人を尋問したこと、そして宣誓供述人が自発的に宣誓供述書を作成し、理解したと確信している旨認証しなければならない (規則一一二第三節 a)。

姦通罪 (adultery) および蓄妾罪 (concubinage) については、配偶者の告発状が必要である (規則一一〇第五節)。婦女誘惑 (seduction)、誘拐 (abduction)、強姦 (rape) 或いは猥褻行為 (acts of lasciviousness) のような犯罪については、被害者、両親、祖父母または後見人の告発状が必要である (規則一一〇第五節)。この場合に、被害者が告発状を提出する前に死亡したり無能力になり、かつ両親、祖父母、後見人のいない場合には、国が被害者のために刑事手続を開始することができる。両親、祖父母或いは後見人が犯人である場合にも同様である。こうした犯罪にあって被害者が未成年者であるとしても告発状を提出する権利が認められているが、本人が提出しないならば、両親、

祖父母或いは後見人が提出することができる。

特別市 (chartered city) では、予備審問は、市検察庁で開始される。町村または州では、予備審問は、地方裁判所若しくは地方巡回裁判所または州検察庁で開始される。

(ii) 被告発人への通知

告発状の提出から一〇日以内に、審問担当官が審問を継続すべき理由を見いださないならば、告発を却下し、そうでない場合には、告発状、告発人および証人の宣誓供述書、付属書類たる証拠書類の謄本を添えて、被告発人に召喚状 (subpoena) を送達する (規則一一二第三節 b)。これは、被告発人への通知としての意義をもつものである。

(iii) 被告発人による宣誓の上作成された対抗宣誓供述書 (counter-affidavit) の提出

告発状および宣誓供述書の添付された召喚状を受け取ってから一〇日以内に被告発人は、対抗宣誓供述書および彼の証人の宣誓供述書に証拠書類を添えて提出しなければならない (規則一一二第三節 b)。対抗宣誓供述書は、権限のある公務員または公証人の前で宣誓の上作成されなければならない (規則一一二第三節 c)。検察官等は、自ら宣誓供述人を尋問したこと、そして宣誓供述人が自発的に宣誓供述書を作成し、理解したと確信している旨認証しなければならぬ。被告発人は、告発人の提出した全ての証拠を閲覧する権利をもつ (規則一一二第三節 c)。もっともこれは、告発人やその証人を尋問する権利を意味するものではない。

(iv) 告発人による反対宣誓供述書 (reply-affidavit) の提出

告発人は、被告発人の反対宣誓供述書の謄本を受け取った後、希望するのであれば審問官の承認を受けた上、担当官の指定する期日までに反対宣誓供述書を提出することができる。この宣誓供述書の中で、告発人は、被告発人の対抗宣誓供述書中の陳述或いは証拠に答え或いは反駁することができる。

(v) 被告発人による第二対抗宣誓供述書 (rejoinder-affidavit) の提出

被告発人は、告発人の反対宣誓供述書を受け取った後、希望するのであれば審問官の承認を得た上、指定期日まで第二對抗宣誓供述書を提出することができる。第二對抗宣誓供述書では、被告発人は、告発人の反対宣誓供述書中の陳述、証拠に反駁することができる。

(vi) 審問官による質問

告発人の告発状、宣誓供述書および証人の宣誓供述書、被告発人の對抗宣誓供述書、場合によっては反対宣誓供述書や第二對抗宣誓供述書の提出後、審問官は、当事者および証人に対して質問をするために聴聞を実施することができる。これは、審問官が必要があると考える場合に行われる。当事者は、この聴聞に出席する機会を与えられるが尋問したり、反対尋問する権利はない。これを希望する場合には、質問事項を審問官に提出し、審問官から質問をしてもらう他ない（規則一一二第三節e）。

(vii) 事件についての決定

当事者による前記の宣誓供述書の提出により、或いは審問官による質問の後に審問は、終了する。審問官は、終了後一〇日以内に事件について決定しなければならない。提出された証拠に基づいて審問官は、公判のため被告発人を拘束すべき十分な理由があるかどうかを決定する（規則一一二第三節f）。

被告発人が召喚できない場合、または召喚したものの一〇日以内に對抗宣誓供述書の提出がない場合には、審問官は、告発人の提出した証拠に基づいて決定する（規則一一二第三節d）。

(viii) 起訴状の提出または告発の却下

検察官が予備審問を担当した場合に、被疑者を公判のため拘束すべき理由があると考えるときには、検察庁の長に提出するための決定書、意見書または起訴状を作成する。その際、検察官は、次のことを宣誓の上、認証した書面を作成しなければならない。即ち、①自ら告発人および証人を尋問したこと②被疑者に告発状および証拠について知ら

せ、それを弾劾する証拠提出の機会を与えたこと③犯罪が行われたと信じるに足る合理的理由があり、被疑者が犯人であると疑うのが相当であること。

これとは逆に、理由がないと考えるときには、告発の却下を勧告しなければならない（規則一一二第四節）。

いずれの場合においても検察官は、事件記録を決定から五日以内に決裁権のある州検事、市検事または検事総長に送付しなければならない。送付を受けた検察官は、これを受け取ってから一〇日以内に事件について適切な措置をとり、それを当事者に通知しなければならない（規則一一二第四節）。決裁権ある検察官の書面による承認がなければ、審問を担当した検察官は、告発を却下したり、起訴状を提出することはできない。担当した検事補が事件の却下が望ましい旨の勧告をしたが、それが決裁権ある検察官によって相当な理由が存在するとして拒否されるときには、決裁権ある検察官は、改めて予備審問を行うことなく自ら起訴状を提出するか、或いはそれを他の検事補または国家検事に指示する（規則一一二第四節）。

地方裁判所等の裁判官が予備審問を行った場合には、結論を出してから一〇日以内に州検事または市検事に、次のものを含む事件の全記録を添えた上、事実問題および法律問題についての所見を付して事件を州検事または市検事に送付する（規則一一二第五節）。

- ① 逮捕が令状による場合には、令状
- ② 宣誓供述書および当事者の他の証拠
- ③ 被疑者の保釈金
- ④ 決定が告発の却下の場合には、被疑者の釈放命令および保釈証書の破棄

州検事または市検事が被疑者が犯罪を行ったと疑うに足る相当な理由の存在についての担当裁判官の所見に同意しないときには、検事は、裁判官の判断に拘束されることなく、訴追に関する決定をなすことができるが、送付を受け

てから三〇日以内に書面でその決定を当事者に通知しなければならない。検事は、被疑者が拘禁されているときには、被疑者の釈放を命ずる権限を有する（規則一一二第五節）。

なお、裁判所規則によれば、決裁権者の決定に対して当事者が不服を申し立てた場合、司法長官は、その決定を覆すことができ、その場合、担当検事に改めて予備審問を行うことなく、起訴状を提出するかまたは起訴状若しくは告発状を却下するように指示することになる（規則一一二第四節）。通達によれば（DOJ Department Circular No. 1）、「相当な理由を認める司法長官、州検事または市検事の決定については、明白な誤謬または裁量権の重大な濫用の証明がなければ不服申立は認めることはできない。明白な誤謬または裁量権の重大な濫用の証明があったとしても、申立人が既に罪状認否を終えている場合には不服申立は許されない。申立人が不服申立中に罪状認否を終えたならば、上記の不服申立は、司法長官によって却下される」。

### (3) 地方裁判所等の管轄事件の予備審問

既に記したように、地方裁判所等の管轄事件であれば、予備審問は義務的ではなく、担当者の裁量による。

もっとも、告発状が検察官に提出された場合、検察官は、①告発状および宣誓供述書を審査し②宣誓供述者が自発的に宣誓供述書を作成し、理解したということ、並びに被疑者が犯罪を行ったと判断するのが相当であるということについて個人的に納得しなければならぬ。この審査および決定は、被疑者に知らせることなく、またその立ち会いなしに行う。その後、起訴状を最下級の裁判所である地方裁判所等に提出する。

告発状が検察官に提出されず、直接地方裁判所に提出される場合は、裁判官は、右の検察官と同じ手続を踏み、告発状、起訴状を却下するか、或いは被疑者の逮捕を命じ、事件について審判することになる（規則一一二第九節）。

#### 四 終わりに

以上、フィリピンの予備審問の沿革と制度について概観した。予備審問の歴史を辿ると、当初、担当官が裁判官だけであったのが、次第に行政官である検察官にその任が任せられるようになっていったのが注目される。しかも、裁判官が予備審問を担当したとしても、検察官は、裁判官の意見に拘束されることなく、訴追に関する最終的判断を行うことになっている。とするならば、現在もお裁判官が予備審問を担当しつづけることに、必要性、合理性の点で疑問符が付くのであるが、この点、裁判官が担当官として完全に排除されていないのは、検察官数の不足のためである、という Fernandez の指摘が説得力を持つのである。<sup>32)</sup>

また、検察官による予備審問が原則となっている現状とそれが裁判手続ではなく、明らかに捜査手続であることを併せ考慮すれば、現在の予備審問の厳格な手続をそのままの形で維持する必要があるのか疑問のあるところである。これは、特に、被疑者の逮捕との関係でいえることである。

即ち、地区裁判所の管轄事件である六年を超える自由刑にあたる重大犯罪の場合、逮捕状の発付に先立ち予備審問が実施されなければならないが、この間に被疑者は逃亡してしまう可能性があるのである。

いずれにせよ現在の予備審問制度が被告人を不当な訴追から守るといふ点で重大な意義を有しているのは疑いないのであるが反面、効率的な訴追という観点からすれば少なからず問題を抱えているように思われる。

#### 注

(1) Rolito Go v. CA, G. R. No. 101837, February 11, 1992, quoted in Balbastro, *Procedures in Preliminary Investigation Today*, in PROTECTION OF ACCUSED: A HUMAN RIGHT 390-391 (1997).

- (2) C. PASCUAL, THE PHILIPPINES 10-12 (1970); M. GAMBOA, AN INTRODUCTION TO PHILIPPINE LAW 71-72 (1969); Feliciano, *The Legal System of the Philippines*, in ASEAN LEGAL SYSTEMS 142 (ASEAN Law Association ed. 1995)
- (3) G. BANKOFF, CRIME, SOCIETY, AND THE STATE IN THE NINETEENTH-CENTURY PHILIPPINES 107 (1996).
- (4) E. NAVARRO, CRIMINAL PROCEDURE 109 (1952).
- (5) *Id.* at 108.
- (6) *Id.*
- (7) *Id.*
- (8) Fernandez, *Preliminary Investigation—Historical Developments Affecting the Rights*, in PROTECTION OF ACCUSED: A HUMAN RIGHT 370 (1997).
- (9) U. S. v. Wilson, 4 Phil. 317, 321-322, quoted in *id.* at 371-372.
- (10) U. S. v. Ocampo, 18 Phil. 1, 38-39, quoted in *id.* at 372.
- (11) U. S. v. Grant and Kennedy, 18 Phil. 122, 148, quoted in *id.* at 372.
- (12) E. NAVARRO, *supra* note 4, at 117.
- (13) 裁判所規則は、民事手続、特別手続および証拠法について定め、このうち刑事手続については、規則一〇から一七まで規定されている。
- (14) Cinco v. Sandiganbayan, 202 SCRA 726, quoted in O. BERNARD, NEW CRIMINAL PROCEDURE 48 (2d ed. 1995).
- (15) Salonga v. Pano, 134 SCRA 438; Trocio v. Manta, 118 SCRA 241; Hashim v. Boncan, 71 Phil. 216, quoted in Soriano, *Citizen's Due Process Rights in Preliminary Investigation*, in PROTECTION OF ACCUSED: A HUMAN RIGHT 410 (1997).
- (16) Paderanga v. Drilon, 196 SCRA 86, quoted in O. BERNARD, *supra* note 13, at 47.
- (17) People v. Figueroa, 27 SCRA 1239, quoted in *id.*
- (18) Abugotal v. Tiro, 66 SCRA 196; Samulde v. Salvani, Jr. 168 SCRA 734.
- (19) People v. Pocular, 167 SCRA 176, quoted in *id.*
- (20) 因みに、改正刑法一一五条は、次のように定めている。  
「被逮捕者の司法官憲への引致における遅滞——公務員または公務従事者が法的な理由に基づいて人を拘禁したときは、軽刑 (Light Penalty) に当たる犯罪については一一時間以内、矯正刑 (Correctional Penalty) に当たる犯罪については」

一八時間以内、懲罰刑 (Afflictive Penalty) または極刑 (Capital Penalty) に当たる犯罪については三六時間以内、その者ぞ、司法官憲に引致しなごんあひなご、前条に規定する刑罰に処せん」。

- (21) *People v. Monteverde*, 142 SCRA 668; *People v. Umbrero*, 196 SCRA 387; *People v. Casiano*, 1 SCRA 438; *People v. Caste*, 37 SCRA 767; *Rolito Go v. CA, G. R. No. 101837*, February 11, 1992, *quoted in Balbastro, supra note 1*, at 392.
- (22) *People v. Selfaison*, 110 Phil 839, *quoted in id.*
- (23) *O. BERNARD*, *supra note 13*, at 48.
- (24) *People v. Abejuela*, 38 SCRA 324, *quoted in O. BERNARD, supra note 13*, at 48.
- (25) *People v. Lazo*, 198 SCRA 274, *quoted in id.*
- (26) *Ilagan v. Enrile*, 139 SCRA 349, *quoted in id.*
- (27) *People v. Yutilla*, 102 SCRA 264, *quoted in id.*
- (28) Section 37 of *Batas Pambansa Blg. 129*.
- (29) 因みに、共和国法六七七〇号は、「(a)彼は、何人かによる告発または彼自身の発案若しくは決定に基づき、刑事事件になると否かを問わず、政府が所有しまたは管理する企業を含む行政機関の行政行為について調査する」と定めている。
- (30) 因みに、同法第二六五条は、「委員会は、正式に承認された法務官を通してこの法により処罰可能な全ての選挙犯罪の予備審問を実施し、これを訴追する専属的権限を有する」と定める。
- (31) 行政令一号は、マルコス前大統領、家族および縁故者の不正蓄財等の摘発を目的として大統領委員会を設立し、その第二条で、委員会の任務について定め、第三条で、委員会の権限について定めている。因みに第三条は、「委員会は、次の権限および権能をもつ。(a)この命令の目的を追求し、果たすために必要な調査を実施すること」と定めている。この委員会の予備審問を実施する権限は、*BASECO V. PCGG*, 150 SCRA 181, (1987) において最高裁判所が承認している。See, J. NOLLEDO, *HANDBOOK ON CRIMINAL PROCEDURES* 236 (1994).
- (32) *Fernandez, supra note 8*, at 376.